

平成27年 9月30日
日本原子力研究開発機構

「もんじゅ」の機器の安全機能の重要度分類に係る
原子力規制委員会の「報告徴収」の決定を受けて

本日の原子力規制委員会において、「もんじゅ」の機器の安全機能の重要度分類の見直し結果等について当機構に対し報告を求める決定がなされました。

当機構としましては、「もんじゅ」の平成26年度第4回保安検査における原子力規制委員会からの指摘を踏まえ、重要度の高い機器から重要度分類の再整理を実施してまいりました。しかしながら、今回の平成27年度第2回保安検査期間中に詳細な機器毎の分類を確定して原子力規制庁に報告することができず、原子炉等規制法第67条に基づく「報告徴収」が決定されたことを重く受け止めています。

当機構は、現在、機器の重要度の確認作業を鋭意進めており、期限までに見直し結果等を原子力規制委員会に報告してまいります。今回の決定を踏まえて、理事長も、敦賀で陣頭指揮を執って対応していく所存です。

なお、現在低温停止中の「もんじゅ」の安全確保上求められる主要機器の重要度に変更がないことを確認しており、重要度分類の見直しが現在のプラントの安全性に影響を与えることはありません。

引き続き、安全最優先で改善活動に取り組んでまいります。

以 上